

藤倉児童館及び放課後児童クラブの指定管理について

1. 概要

藤倉児童館及び放課後児童クラブは、平成 29 年から指定管理者制度を導入し、第 1 期及び第 2 期ともに、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団（旧：特定非営利法人ワーカーズコープ）が管理及び運営を行っています。令和 6 年度末で 2 期目の指定期間が満了するため、次期指定管理候補者の選定に向けた取り組みを行ってまいります。

2. 指定管理（第 2 期）の実績

(1) 藤倉児童館の管理運営状況（年間利用者数） （単位：人）

	乳幼児	小学生	中学生	高校生	大学生	一般	合計
R2	2,116	1,214	626	197	1	2,064	6,218
R3	1,358	893	291	57	25	1,997	4,621
R4	1,002	1,224	336	75	2	1,945	4,584

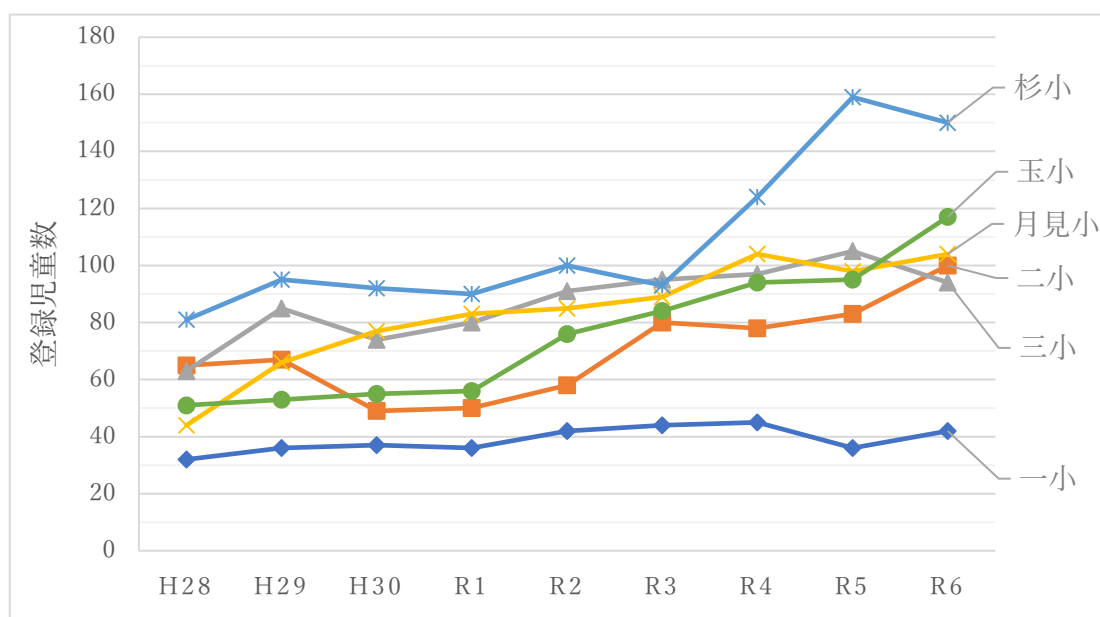
(2) 放課後児童クラブの管理運営状況 登録児童数（各年度 4 月 1 日現在） （単位：人）

	一小 1クラブ 定員 45 名	二小 2クラブ 定員 60 名	三小 2クラブ 定員 60 名	月見小 2クラブ 定員 60 名	杉小 3クラブ 定員 90 名	玉小 2クラブ 定員 50 名	合計 12クラブ 定員 365 名
R2	42	58	91	85	100	76	452
R3	44	80	95	89	93	84	485
R4	45	78	97	104	124	94	542
R5	36	83	105	98	159	95	576
R6	42	100	94	104	150	117	607

※R6 は登録児童見込数（令和 6 年 1 月 4 日現在）。

※R3 より玉小を 2 クラブ定員 60 名へと拡充。R4 より、三小を 3 クラブ定員 90 名へと増設。

※R6 より杉小及び玉小を 4 クラブ定員 120 名及び 3 クラブ定員 80 名へとそれぞれ増設予定。



(3) 第2期の主な取組

開級時間の拡大	放課後児童クラブの開始時間・延長利用時間及び藤倉児童館の開館時間について拡大
学びプロジェクトの実施	子どもたちの学習意欲の向上のため、楽しく学べる学びプロジェクトを各クラブごと実施
職員の定着と質の向上	全職員のベースアップ及び支援員の資格を持つ職員のキャリアアップの処遇改善を行い、職員の定着と質の向上を図る
地域連携	藤倉児童館を中心に高齢者や子育て家庭対象とした子ども食堂の定期開催やイベント開催による地域連携

3. 課題に対する対応

【課題】

- ・年々増加する入級希望者を受け入れるためのクラブ室や職員の確保
- ・登録児童の増加に伴う、児童の登級管理の煩雑化と業務の多忙化
- ・支援が必要な児童や保護者の価値観の多様化
- ・職員の定着、新規職員の確保

【対応】

- ・今後も高い水準の入級希望が続くと見込まれることから、第2期指定期間中に増設したクラブ数及び定員数により、第3期指定期間も対応していく予定です。(3クラブ増設)
- ・ICT化(入退級管理システム導入)により、子どもの安全と業務負担の軽減を図ります。
- ・職員同士での内部研修や、外部で行われる研修などを活用しながら、職員個人の能力を向上させることで、質の向上を図ります。
- ・処遇改善事業を継続することで、安定した雇用を図ります。

4. 次期指定管理候補者選定のための取組

安定的な運営及び高い専門性を活かした事業展開をしていることや、全体的に利用者が増加していることから、来年度以降も指定管理者による管理運営を行ってまいります。

なお、指定管理者候補者の選定にあたっては、次の取り組みを行います。

(1) 公募型プロポーザル方式の採用

「塩竈市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」の規定に基づき、さらなる市民サービスの向上が期待できる「公募型プロポーザル方式」を採用します。

(2) 審査委員会の設置

募集要項・選定基準の決定及び指定管理者候補者（優先交渉権者）を選定するため、審査委員会を設置します。

(3) 指定期間 本市の基準に基づき標準的な指定期間とされている「5年間」とします。

5. 今後の予定

令和6年2月	議案提案（指定管理料に係る債務負担行為限度額の設定）
4月	募集要項配布・説明会開催
6月	プレゼンテーション開催・指定管理者候補者（優先交渉権者）を選定
8月	民生常任委員協議会において選定状況を報告
9月	議案提案（指定管理者の指定）
令和7年1月	基本協定締結
3月	年度協定締結
4月	指定管理者による運営開始（3期目）